

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する 特別措置法に基づく給付金の支給等について

(請求書及び診断書の様式は、[こちら](#)をご参照ください。)

1. 給付金の支給事務等

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき、給付に係る支給事務等を独立行政法人医薬品医療機器総合機構で行います。

2. 給付金(追加給付金)請求のできる方

次の(1)、(2)のいずれも満たす方が対象となります。

- (1) 下記3に掲げる対象製剤の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染された方
- (2) 裁判所において、和解・調停が成立する、判決が確定するなどにより、(1)の者であると認定された本人または相続人(既に治癒した方及び母子感染によって感染した方も対象となります。)
- (注) 製剤投与の事実、因果関係の有無、症状は裁判所で認定します。

3. 対象製剤

(1) 特定フィブリノゲン製剤

(乾燥人フィブリノゲンのみを有効成分とする製剤のうち、以下のもの)

製 品 名	承 認 年 月 日	備 考
フィブリノーゲン-BBank	昭和 39 年 6 月 9 日	
フィブリノーゲン-ミドリ	昭和 39 年 10 月 24 日	
フィブリノゲン-ミドリ	昭和 51 年 4 月 30 日	
フィブリノゲンHT-ミドリ	昭和 62 年 4 月 30 日	ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。

(2) 特定血液凝固第Ⅸ因子製剤

(乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体を有効成分とする製剤のうち、以下のもの)

製 品 名	承 認 年 月 日	備 考
PPSB-ニチャク	昭和 47 年 4 月 22 日	
コーナイン	昭和 47 年 4 月 22 日 (輸入)	
クリスマスシ	昭和 51 年 12 月 27 日	
クリスマスシ-HT	昭和 60 年 12 月 17 日 (輸入)	ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行ったものに限る。